

償却資産の申告は 令和2年1月31日(金)までに

■資産の種類

構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
構築物 建物附属設備	受・変電設備、建物から独立した設備など(家屋に含めて評価されるものは除く) 建物の所有者以外の人が施工した造作など
機械および装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など
船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両 および運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、台車など
工具、器具 および備品	パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務机・椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など

※申告の手引き、申告書、種類別明細書は市ホームページからダウンロードできます。

償却資産の申告には、マイナンバー(個人番号または法人番号)の記入が必要です。

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されているものが対象になります。

令和2年1月1日現在に所有されている償却資産については、令和2年度の課税対象となりますので、1月31日(金)までに申告をしていただく必要があります(期限間近になると大変混雑しますので、なるべく1月10日(金)までの提出にご協力ください)。

問 税務課資産税係(☎983-2480)

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当です。

日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く。改修後床面積50㎡以上280㎡以下)で、次のいずれかの人が居住する住宅

- ①65歳以上の(改修工事が完了した翌年1月1日現在)
- ②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人(申請時)
- ③障がいのある人(申請時)

改修工事後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください(必要に応じて現地確認を実施)。

申請の際にマイナンバーの確認と本人確認を行いますので、番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(免許証やパスポートなど)をご持参ください。

※既にこの減額を受けた場合または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用されません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できることもありますので、詳しくはお問い合わせください。

事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収をお願いします

京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています。

個人住民税(個人の市町村民税および府民税)は、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付していただく必要があります。

特別徴収とは、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村に納入していただく制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者(事業主)には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています(事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。

(事業主)は、法令に基づき適正な特別徴収の実施をお願いします。

普通徴収(納税義務者が直接納付)より1回あたりの負担額が少なくなります。

特別徴収のメリット
・個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。

宇治税務署からのお知らせ
申告会場について
午後4時までは、混雑状況によっては早めに受付を終らせていただきます。

宇治税務署の駐車場(障がい者用駐車場を除く)は、ご利用いただけます。

宇治税務署(☎0774-444141)

問 税務課市民税係(☎983-1113)

税の証明書を コンビニで取得できます

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、住民票の写し等に加えて、直近の所得証明書、課税(非課税)証明書が全国のコンビニエンスストア等で取得できます。マイナンバーカードを申請のうえ、ぜひご利用ください。

利用時間
土・日・祝日を含む午前6時30分から午後11時※12月29日～1月3日およびシステムメンテナンス日は利用できません。

交付手数料
1通300円(市役所窓口交付と同様)

※利用方法など詳しくは税務課市民税係へお問い合わせください。

市税は納期内に納付を

市府民税(第4期分)
国民健康保険料(第7期分)
の納期限は
令和2年1月6日(月)です

市税(料)は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な

な財源です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニまたは市役所で納付してください。

納期限が過ぎた場合は、督促後に京都地方税機構に徴収権限を移管します。

※京都地方税機構は、京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合です。

便利な口座振替のご利用を!

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。各税の納期ごとにわざわざ出向くことなく、納め忘れもありません。

税務課収納係または市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)でお申し込みください。

※ゆうちょ銀行の場合は、税務課収

納係で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

▽口座振替の開始時期
12月16日(月)までに手続きすると、令和2年1月末が納期の国民健康保険料(第8期分)から振替できます。

〈口座振替ができる税目等〉
市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料
問 税務課収納係(☎983-2481)